



中小企業の事業再生支援の強化について

平成21年7月
中小企業庁

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産業活力再生特別措置法の改正)の概要

改正の目的

平成20年9月に閣議決定した「新経済成長戦略改訂版」を実行に移し、資源価格の不安定化や世界的な金融危機などの経済構造の急激な変化への我が国産業の積極的な対応を支援し、雇用を下支えするとともに、将来に向けた雇用創出を図る。

そのため、事業者の資源生産性の向上、円滑な資金供給の実施、他の事業者の経営資源を有効に活用して新たな付加価値を創出する事業活動(オープン・イノベーション)の推進等を図るとともに、地域経済を支える中小企業の事業再生支援をより一層強化する。

改正の概要

資源生産性の向上

- 事業者が資源生産性の向上を図るための「資源生産性革新計画」や、資源制約による経済構造変化に対応して、事業者が新たな市場の開拓が見込まれる製品を生産する「資源制約対応製品生産設備導入計画」を追加し、税負担の軽減(即時償却)等の支援を行う。(産業活力再生特別措置法)

オープン・イノベーションの推進

- オープン・イノベーションにより新たな付加価値を創出する事業活動等に対し、(株)産業革新機構を通じた資金供給等を行う体制を整備する。(産業活力再生特別措置法)
- 共同研究開発成果の実用化のため、研究組合から株式会社への転換規定を整備するほか、産業技術総合研究所等が研究組合に参加することを可能にする。(鉱工業技術研究組合法)
- 企業の産業技術総合研究所等との共同研究を税制優遇の対象とする。(産業技術力強化法)

中小企業の事業再生支援の強化

- 財務状況が悪化している中小企業者の事業を他の事業者へ承継させ、その再生を図ることを支援するため、新たに「中小企業承継事業再生計画」の認定制度を創設し、事業に係る許認可の承継、税負担の軽減、低利融資等の支援を行う。(産業活力再生特別措置法)

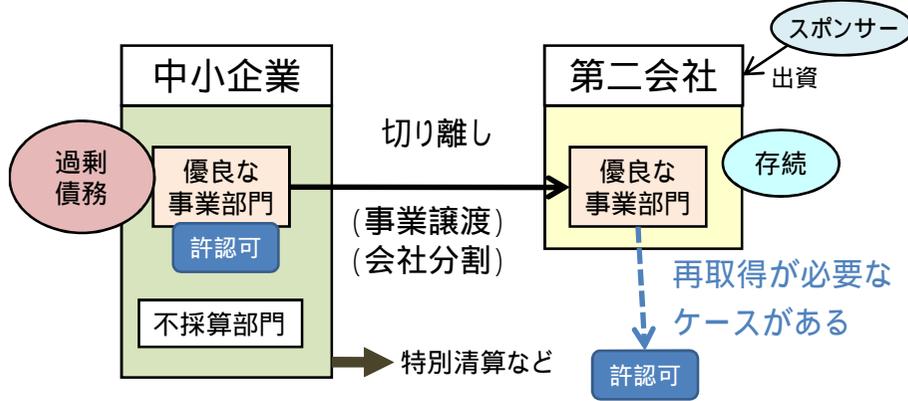
円滑な資金供給の実施

- 認定事業者等が事業再構築等に必要な融資・出資を円滑に受けられるようにするための措置を講じる。(産業活力再生特別措置法)

中小企業の再生の更なる円滑化について

- 世界経済の減速に伴う輸出減少や我が国の景気後退の影響により、中小企業の景況感は一段と悪化。
- 地域の経済活動に貢献している優良な事業部門を有する中小企業さえも事業存続の危機。
- 優良な事業を存続させるため、中小企業の**第二会社方式**による再生計画 (**中小企業承継事業再生計画**) の認定制度を創設。

中小企業の事業再生に有効な「第二会社方式」

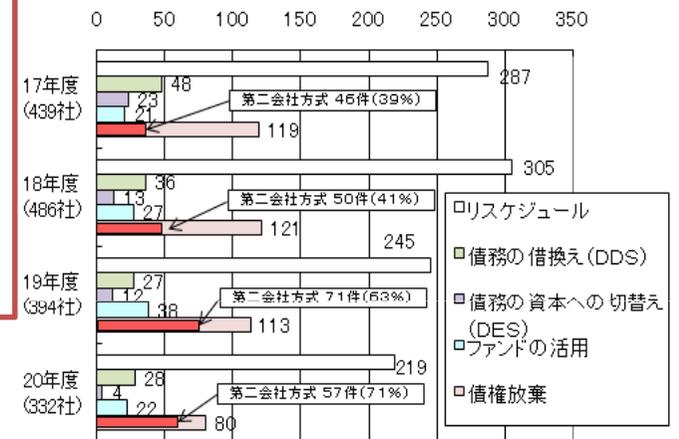


第二会社方式のメリット

金融機関の協力により債務免除や税務上の課題も解決可能。

想定外債務のリスクが遮断され、スポンサーの協力が得やすい。

【中小企業再生支援協議会の再生手法の推移】



「第二会社方式」が抱える課題に対する支援が必要

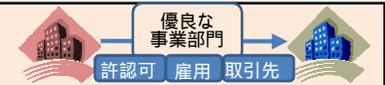
課題 : 第二会社が営業上の**許認可**を再取得する必要がある場合、**事業期間に空白が発生**。

課題 : 事業用不動産等の移転に伴う**税負担が発生**。

課題 : 事業取得などのために、**新規の資金調達**が必要。

措置 : 事業に係る許認可を承継できる特例

➢ 認定要件として、**雇用と取引先の維持を規定**。



旅館業法、建設業法、火薬類取締法(火薬類製造業、火薬類販売業)、道路運送法(一般旅客運送事業:貸し切りバス等)、ガス事業法、熱供給事業法、貨物自動車運送事業法(一般貨物自動車運送事業:トラック運送)

措置 : 登録免許税・不動産取得税の軽減

- 登録免許税:(不動産登記)0.80% 0.20%など、各種税率を軽減。
- 不動産取得税:(土地)3.00% 2.50%、(建物)4.00% 3.33%に軽減。

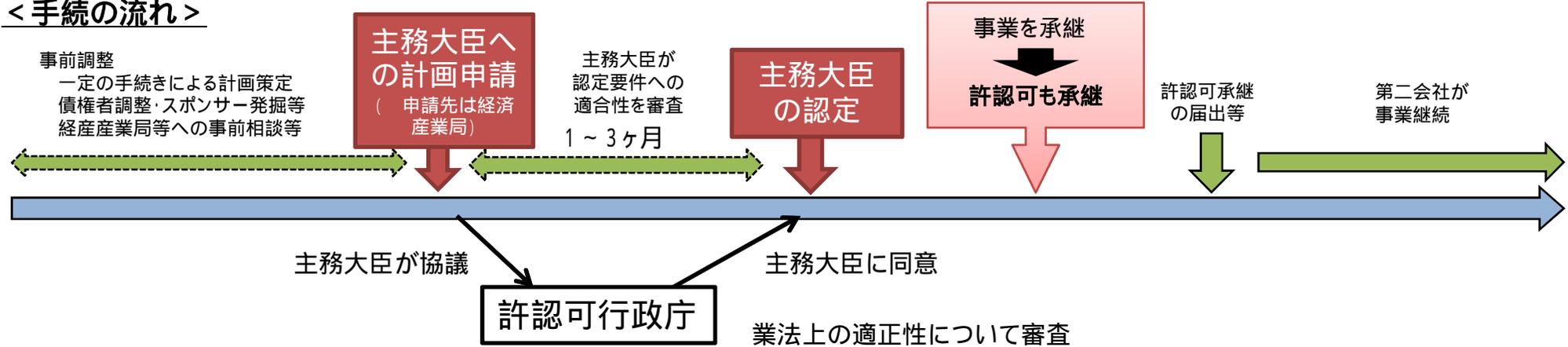
措置 : 金融支援

- 日本政策金融公庫の低利融資(基準金利-0.9%)
- 信用保険の別枠化(普通:2億円、無担保:8千万円、特別小口:1250万円)
- 投資育成会社による出資対象範囲の拡大(資本金上限枠3億円の引上げ)

支援措置：許認可承継の特例

旧会社の有する営業上の許認可が、事業とともに第二会社に承継される特例を措置する。

< 手続の流れ >



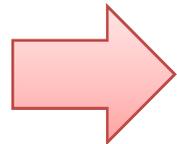
第二会社方式における許認可に関する課題

- 第二会社方式では、形式上新たな法人が事業を開始するため、営業上の許認可の再取得が必要なケースが存在。
- このようなケースでは、許認可が確実に取得できるという予見性がないため、スポンサー等の協力が獲得しにくいという課題が発生。
- また、手続きにコストや時間を要するため、事業再開に空白期間が生じるケースも存在し、資金繰りの悪化を招く。

具体的な措置の内容と効果

認定計画に従って第二会社が事業を承継した場合、併せて許認可が承継される制度を導入

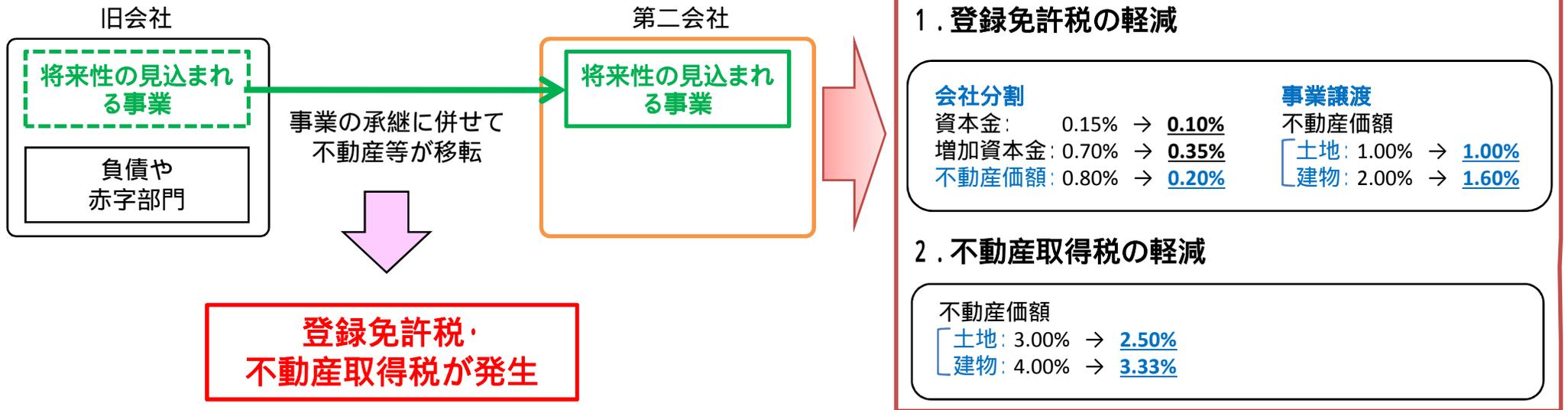
- 各業法における適正性を担保する観点から、計画の認定と同時に、許認可行政庁が事前審査を実施。
- 以下の許認可が特例の対象。
 - ・旅館業法
 - ・建設業法
 - ・火薬類取締法
 - ・道路運送法
 - ・ガス事業法
 - ・熱供給事業法
 - ・貨物自動車運送事業法



- 計画段階で許認可が得られることが確実となるため、スポンサー等の協力が促進される。
- 事業と一体的に許認可が承継されるため、空白期間が生じない。
- ワンストップによって行われるため、手続きが簡素化。

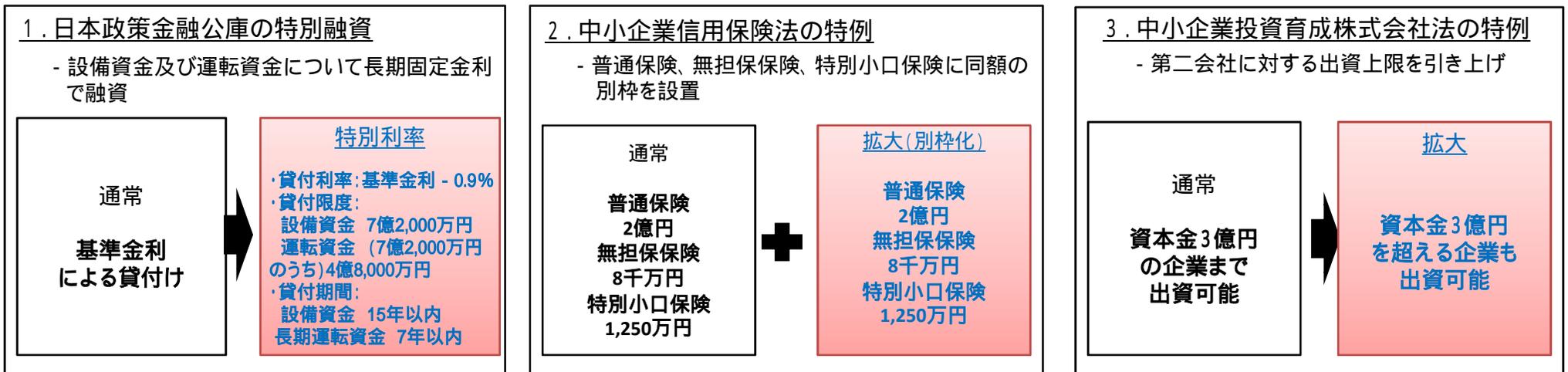
支援措置：税負担の軽減

事業に必要な不動産等の移転に関し、不動産取得税・登録免許税を軽減



支援措置：金融支援

第二会社方式を用いる際に必要となる事業対価、運転資金等について資金供給を円滑化



認定要件

< 法律上の要件 >

< 具体的なイメージ(指針等で指定) >

基本指針に照らし適切であること
 (第39条の2第4項第1号)

- (法第2条第21項)
過大な債務を負っていること等によって財務の状況が悪化していること
- (法第3条第2項第9号)
中小企業承継事業再生による事業の強化
- (法第3条第2項第9号)
中小企業承継事業再生の実施方法
- (法第39条の2第4項第2号)
円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- (法第39条の2第4項第3号)
特定中小企業者の経営資源が著しく損失するものでないこと
- (法第39条の2第4項第4号)
従業員の地位を不当に害するものでないこと
- (法第39条の2第4項第5号)
取引先の相手方事業者の利益を不当に害するものでないこと

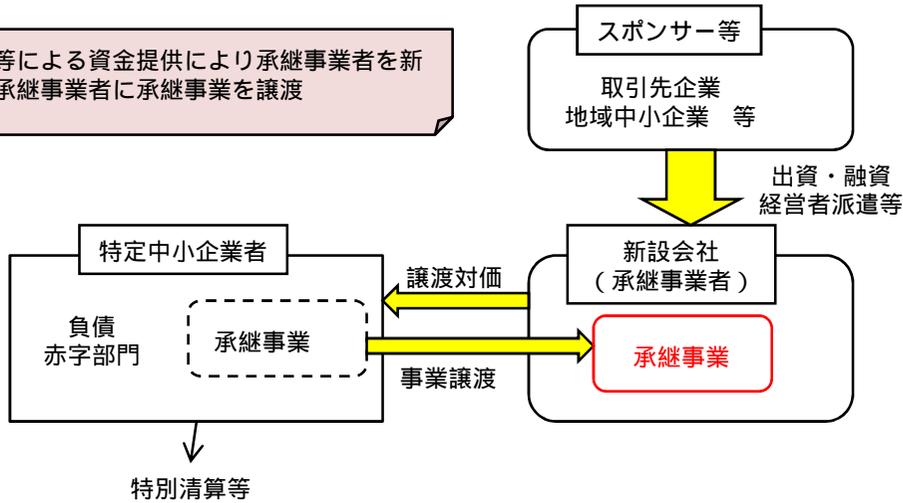
- 計画申請時点で、有利子負債 / CF(キャッシュフロー) > 20
- 計画終了時点で、有利子負債 / CF 10、 経常収支 > 0
- 既存又は新設する事業者への吸収分割又は事業譲渡、及び新設分割により特定中小企業者から承継事業者へ事業を承継するとともに、事業の承継後、特定中小企業者が清算するものであること
- 公正な債権者調整プロセスを経ていること
 - 債権者調整が適切になされているものを認定するため、公正性が担保されている以下の手続を経ていることを要件とする
 - ✓再生支援協議会
 - ✓事業再生ADR
 - ✓私的整理ガイドライン
 - ✓RCC企業再生スキーム
 - ✓企業再生支援機構
 - ✓民事再生法
 - 等
- 第二会社の事業実施における資金調達計画が適切に作成されていること
- 第二会社の営業に許認可が必要となる場合、許認可を取得していること、又は取得見込みがあること
 - 承継事業者が営業には、承継する事業に係る許認可が必要であるため、以下のいずれかを満たすことを要件とする
 - ✓本支援措置の許認可承継特例を用いて行政庁の同意が得られること
 - ✓第二会社が既に許認可を取得している、又は取得する見通しがあること
- 承継される事業に係る従業員の概ね8割以上の雇用を確保 (承継時点*)

*計画の実施期間中においても雇用維持を最大限図るよう努力規定を設ける
- 従業員との適切な調整が図られていること
 - 労働組合等への説明や調整が行われていること
- 取引先企業への配慮
 - 旧会社の取引先企業の売掛債権を毀損させないこと

支援対象とする会社分割又は事業譲渡の類型(参考)

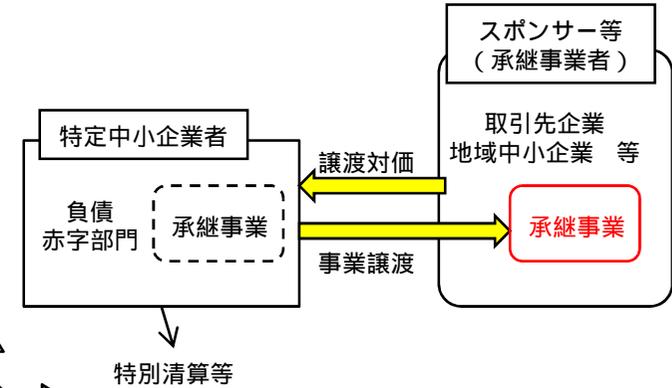
(1) 新設譲渡型

スポンサー等による資金提供により承継事業者を新設し、当該承継事業者に承継事業を譲渡



(2) 既存譲渡型

スポンサー等が自ら承継事業者となり、当該承継事業者に承継事業を譲渡

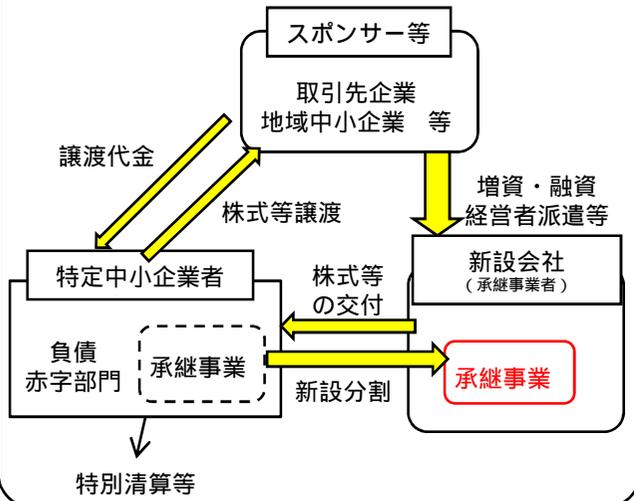


第二会社が新設会社

第二会社が既存会社

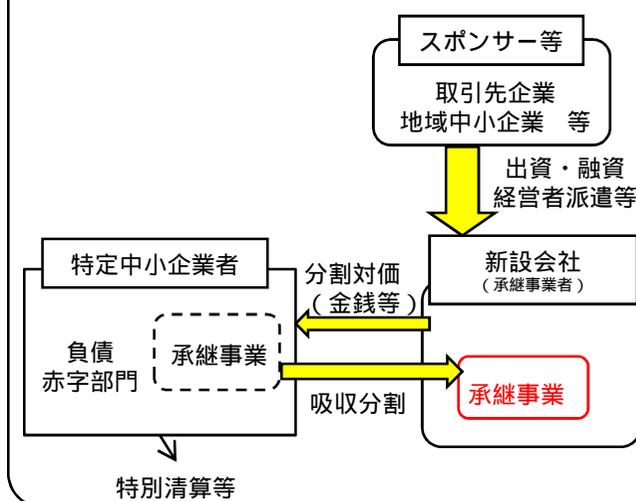
(3) 新設分割型

新設分割により新設される会社が承継事業者となり承継事業を承継。スポンサー等は、承継事業者の株式取得や増資等を実施



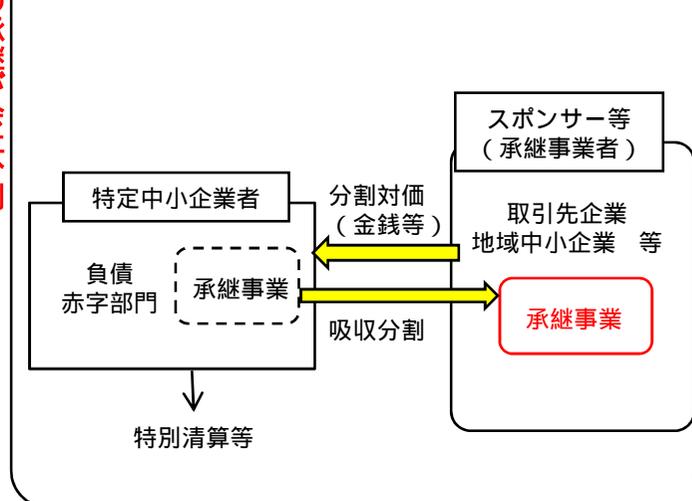
(4-1) 新設会社吸収分割型

スポンサー等による資金提供により承継事業者を新設し、当該承継事業者が、吸収分割により承継事業を承継



(4-2) 既存会社吸収分割型

スポンサー等が自ら承継事業者となり、当該承継事業者が、吸収分割により承継事業を承継



事業の承継が事業譲渡

事業の承継が会社分割

事例 1 : 旅館業の例

1. 会社概要

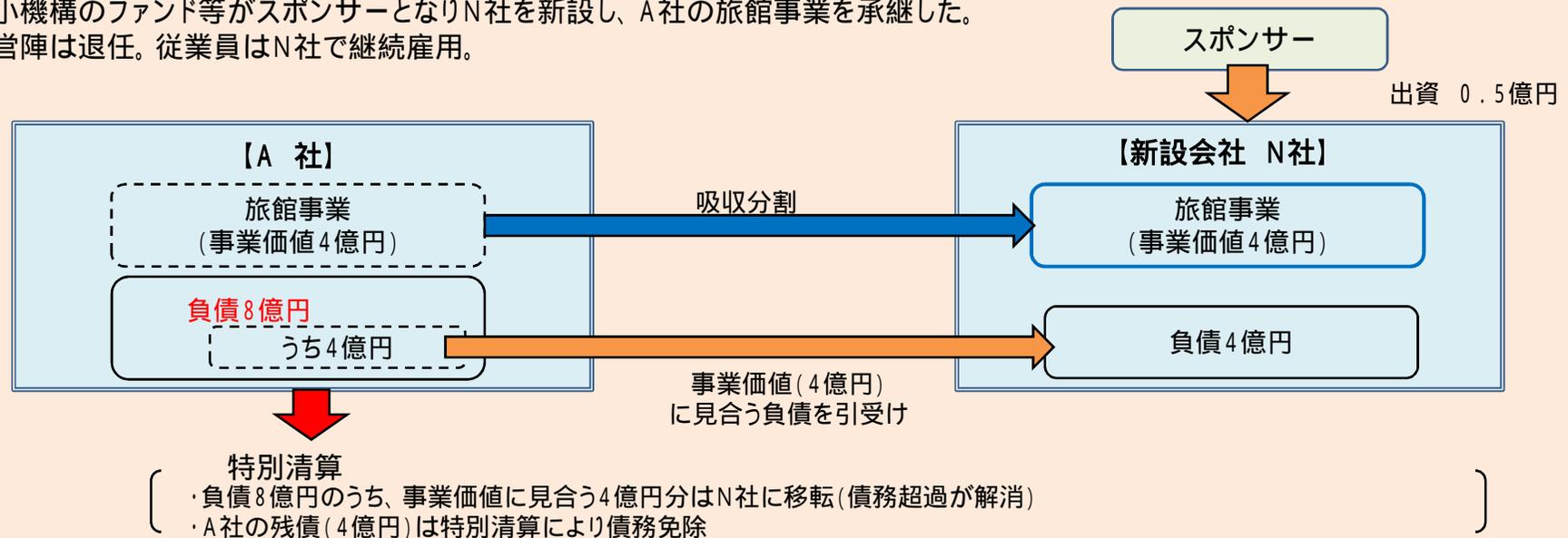
近畿地方 資本金:約1,500万円 売上高:約3億円 従業員:45名

2. 再生計画策定前の状況

A社は地元では知名度のある老舗旅館。
客室の全面改装等、大規模な設備投資を行ったが、結果として過剰設備となり、多額の負債が残ることとなった。
債務超過により、運転資金や設備更新費用の調達も困難となった。
負債:約8億円 営業利益:800万円

3. 具体的な再生計画の内容

中小機構のファンド等がスポンサーとなりN社を新設し、A社の旅館事業を承継した。
経営陣は退任。従業員はN社で継続雇用。



4. 計画実施後の再生状況

N社がスポンサーからの出資(0.5億円)を原資に、老朽化した施設のリニューアル等を実現し、収益力を改善。
債務超過の解消により、定期的な設備更新費用の調達も可能となった。

5. 課題となった点

N社の旅館業の許可を得るのに時間を要し、計画よりも営業開始に遅れが生じた。
旅館に伴う不動産(土地・建物、約1.4億円)の移転に伴い、多額の税負担(不動産取得税・登録免許税、約500万円)が発生。

事例 2 : 建設業の例

1. 会社概要

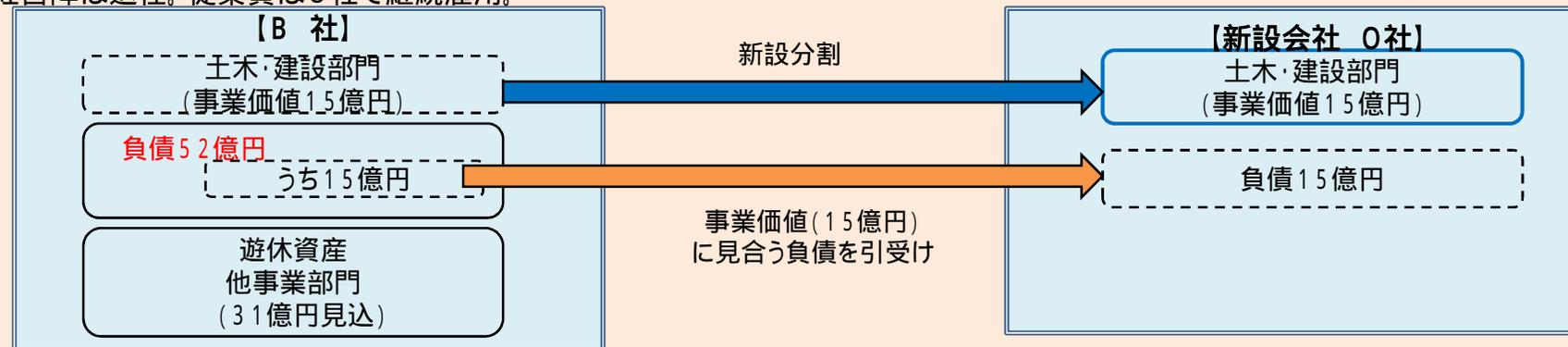
東北地方 資本金: 3億円 売上高: 約80億円 従業員: 約80人

2. 再生計画策定前の状況

B社は、約50年前から土木・建設業を開始し、地域の中堅企業として成長。
バブル期にゴルフ場事業会社に進出したが、バブル崩壊により多額の負債を抱えることとなった。
また、海外企業と共同で木製ペレット事業を開始し、設備投資を実施したが、当該海外企業が倒産し、赤字を抱えることとなった。
負債: 52億円 営業利益: 約2億円

3. 具体的な再生計画の内容

B社は、O社を新設し、土木・建設部門を承継。
ゴルフ事業、木製ペレット事業については撤退し、遊休資産も売却。
経営陣は退任。従業員はO社で継続雇用。



- ・負債52億円のうち、事業価値に見合う15億円分はO社に移転(債務超過が解消)
- ・B社は、今後、遊休資産や他事業部門の売却により負債の圧縮を図るが、概ね6億円程度の債務免除が発生する見込み

4. 計画実施後の再生状況

有利子負債が圧縮されたことにより、資金繰りの目途がつき、事業継続が可能となった。
下請企業の連鎖倒産など、取引先への影響を回避することができた。

5. 課題となった点

新設したO社が建設業の許可を取得するのに1ヶ月半程度かかったため、その間受注ができず、公共事業の入札機会を逸した。

事例3：運輸業の例

1. 会社概要

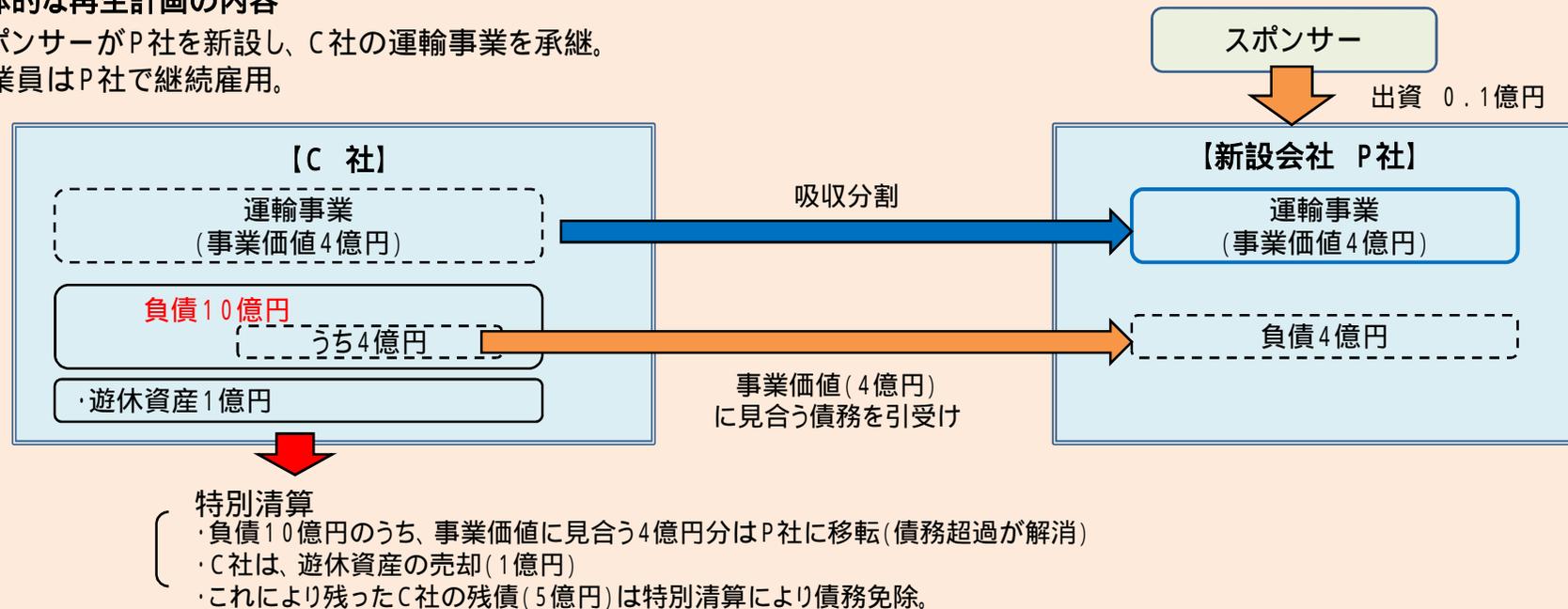
中部地方 資本金:約1,500万円 売上高:約8億円 従業員:約60名

2. 再生計画策定前の状況

C社は、約50年前から粉末を専門に運搬する事業を開始。他社との差別化により、順調に収益を上げていた。創業者の一族が保有する土地等の事業用資産について、C社に対して買取請求があり、多額の資金が流出した。また、他の会社に対し行っていた貸付が、当該会社の破綻により回収不能となった。
有利子負債:約10億円 営業利益:約2千万円

3. 具体的な再生計画の内容

スポンサーがP社を新設し、C社の運輸事業を承継。
従業員はP社で継続雇用。



4. 計画実施後の再生状況

有利子負債が圧縮されたことにより、資金繰りの目途がつき、事業継続が可能となった。
納入業者等とも、従前の取引関係を継続。

5. 課題となった点

P社が一般貨物自動車運送事業許可の取得に時間を要し、再生計画に遅れが生じた。
車庫等の不動産(土地・建物、約1.3億円)の移転に伴い、多額の税負担(不動産取得税、登録免許税、約450万円)が発生。

事例4：印刷業の例

1. 会社概要

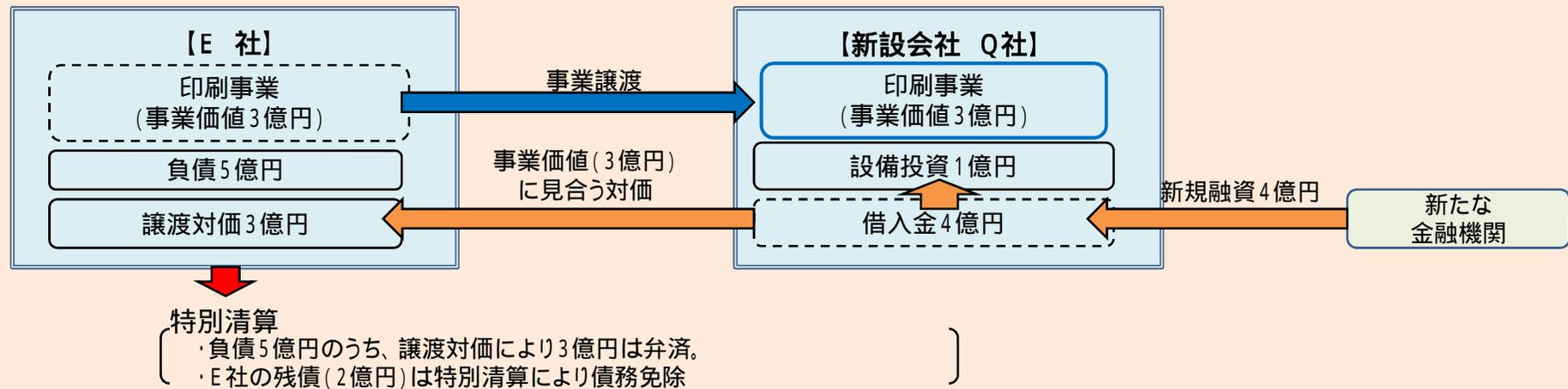
四国地方 資本金:約600万円 売上高:約2億円 従業員:約25名

2. 再生計画策定前の状況

約10年前に、本社敷地として購入した土地の価格が下落し、債務超過に陥った。
事業継続のために老朽設備の更新が必要であるが、債務超過により資金調達が困難。
負債:約5億円 営業利益:約2千万円

3. 具体的な再生計画の内容

E社の社長が別会社Qを新設し、印刷事業を譲渡。
Q社に対し、新たな金融機関から4億円を融資。うち3億円を譲渡対価としてE社に支払い。残り1億円で設備投資を実施。
譲渡対価を原資とし、一部弁済。残余負債は特別清算。
従業員はQ社で継続雇用。



4. 計画実施後の再生状況

債務超過状態が改善し、資金調達が可能となった。
これにより、設備更新を実施することができ、事業が継続された。

5. 課題となった点

融資を行ってくれる新たな金融機関を探すことが大きな負担であった。
本社の不動産(土地・建物、約1.1億円)の移転に伴い、多額の税負担(不動産取得税・登録免許税、約400万円)が発生。

中小企業再生支援協議会の更なる機能強化

全国本部(中小機構)と各協議会の連携強化、予算拡充により、相談能力の一層の向上を図る。

再生支援協議会の成果と課題

- ▶平成15年以降の5年間で、約2,100件の再生計画を策定し、約13万人の雇用確保を実現するなど、着実な成果を挙げている。
- ▶その結果、地域の中小企業、金融機関からの信頼も高まっており、一層の役割が期待されつつある。
- ▶一方、近年の再生手法の高度化、案件の複雑化等に対応するため、一層の能力向上を図り、機能を強化していくことが必要。

具体的な措置の内容

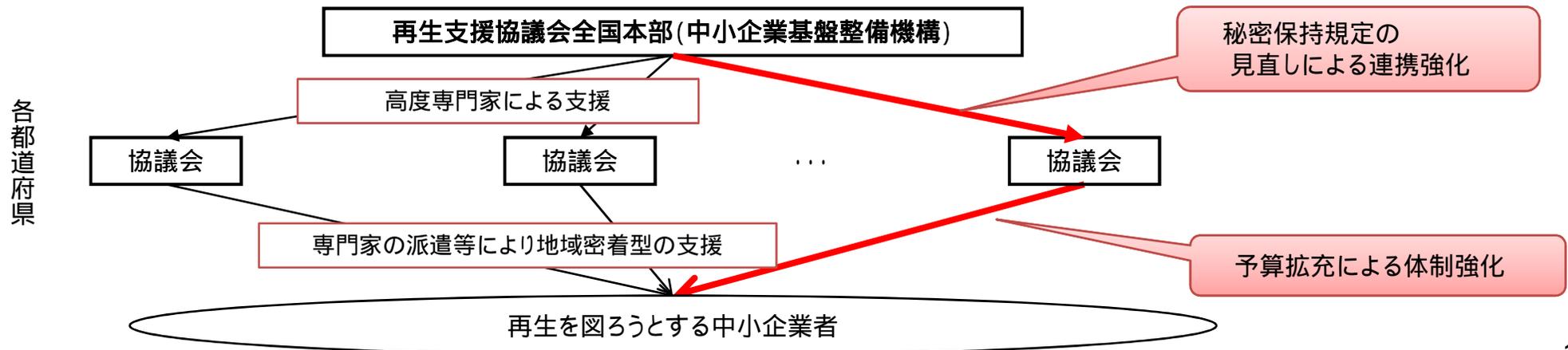
全国本部の機能・能力をさらに活用できるよう、全国本部と各協議会との連携強化

- 現在、全国本部(中小機構)には全国的に高い能力を有する再生の専門家を配置し、各協議会への助言・ノウハウ提供を実施。
- 各協議会が、これら全国本部の能力・機能をさらに活用できるよう、全国本部との間の秘密保持義務の対象から除外し、各協議会との連携を強化。

各協議会の専門家を増やし、中小企業の再生支援体制を強化

- 予算の拡充 : 平成20年度:45億円 平成21年度:50億円 平成21年度補正:5億円

< 中小企業に対する再生支援体制 >

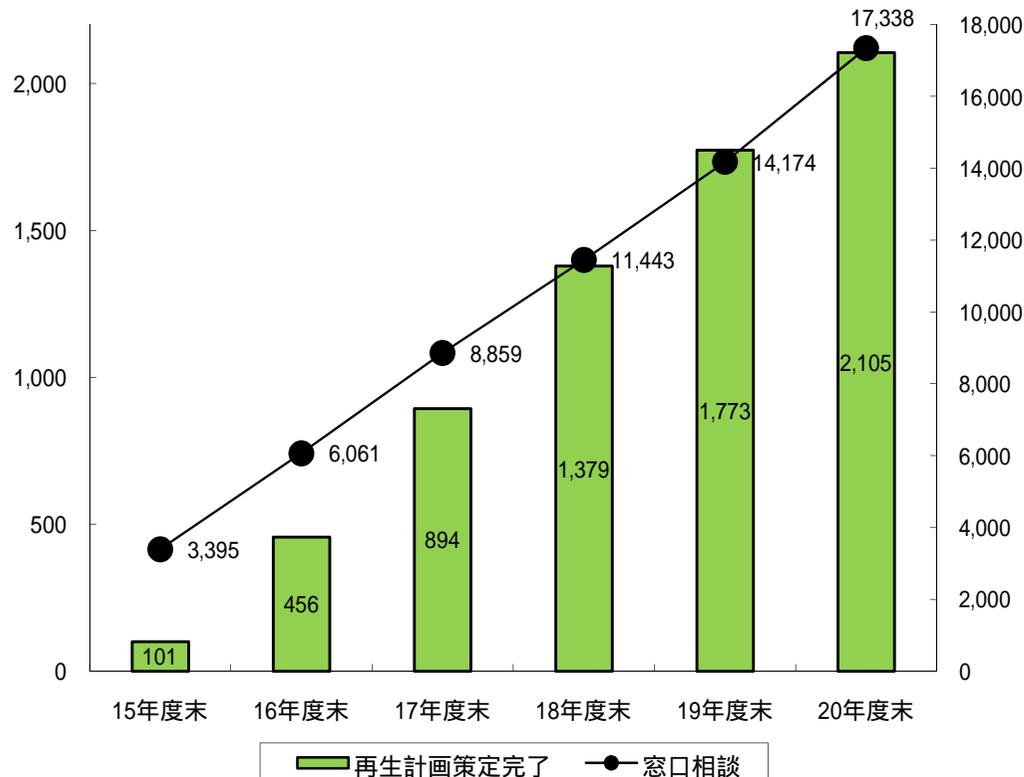


【参考】中小企業再生支援協議会について

中小企業の再生支援については、産業活力再生特別措置法に基づき、平成15年、47都道府県の商工会議所等の認定支援機関に中小企業再生支援協議会を設置。債権者調整、経営相談、専門家派遣等を通じた中小企業の再生支援を実施。

平成20年度末までに、17,338社からの相談に応じ、2,105社の再生計画策定を支援し、約13万人の雇用を確保。中小企業における事業再生計画では、財務面の再生手法として、リスケジュール、DDS、DES、ファンド活用、債権放棄等の多様な手法が用いられている。

「中小企業再生支援協議会」
窓口相談件数・再生計画策定件数



窓口相談 (第一次対応)

課題解決に向けたアドバイス

- ・面談や提出資料の分析を通して経営上の問題点や、具体的な課題を抽出、アドバイス。

再生計画を作成して金融機関と調整する必要があると協議会が判断した場合

再生計画策定支援 (第二次対応)

再生計画の策定支援

- ・専門家(弁護士、公認会計士等)からなる個別支援チームを結成し、再生計画の策定を支援

関係機関との調整

- ・関係金融機関等との調整を実施

フォローアップ

- ・計画策定後も定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施